

鳥取県外国人観光客倍增促進補助金実施要領

この要領は、鳥取県外国人観光客倍增促進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）及び鳥取県外国人観光客倍增促進補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

第1 補助事業対象要件

本補助金は、次の各号に掲げる要件を勘案し、交付する。

(1) 事業の計画性及び継続性のある事業であること

事業を行うに当たっては、外国人観光客誘致に直接つながる事業を併せて行うことが必要であり、積極的に外国人観光客誘致につながる取組みを実施すること。研修会の開催や外国語表記看板設置などをただ単に行うだけでなく、外国人観光客誘致の取組みを計画的かつ継続的に行うこと。

(2) 外国人観光客の受入環境整備に取り組んでいること

交付要綱別表1中、「3 補助対象経費」の「(4) 音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費」については、申請時点で次の①もしくは②の取組みが実施されていることを条件とする。ただし、消費税免税店舗（実際に免税品販売が対応可能な店舗に限る）を開設している事業者が消費税免税店舗に設置する目的で整備する場合、音声翻訳機能のみの機器を導入する場合、キャッシュレス決済を目的に整備する場合はこの限りではない。

①施設内の案内表示の多言語化

②チラシ、パンフレット又はHPの多言語化

(3) 新規性のある事業であること

新たな国・地域又は客層等を対象とした新規に取り組む事業であること。ただし、韓国ケーブルテレビホームショッピング番組の放映に要する経費についてはこの限りではない。

(4) 一定規模の事業であること

補助金申請額が10万円以上の事業であること。ただし、交付要綱別表1中、「3 補助対象経費」の「(4) 音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費」、「(6) 免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及びその他免税店開設等に要する経費」及び「(11) 海外における旅行博出展等プロモーションに要する経費」は除く。

(5) 同一年度及び同一申請者による補助金申請回数は、交付要綱別表1中、「1 補助事業」の「外国人観光客受入環境整備事業」及び「外国人観光客誘致推進事業」それぞれ1回とする。

ただし、交付要綱別表3中「(10) 海外における旅行博出展等プロモーションに要する経費」に関しては、県が出展及び後援を行うものは上記とは別に交付することができる。

また、対象施設ごとの補助金申請累計額は次のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

(ア) 外国人観光客受入環境整備事業 1,000 千円

(イ) 外国人観光客誘致推進事業 500 千円

第2 申請書添付資料

- (1) 交付要綱別表1中「1 補助事業」の外国人観光客受入環境整備事業については、原則として2社以上から見積書を取得し、添付すること。
- (2) 交付要綱別表1中「3 補助対象経費」の「(4) 音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費」については、第1(2)の条件を満たしていることが確認できる資料を添付すること。

第3 主な補助対象経費及び実績報告書添付資料

本補助金の主な補助対象経費及び実績報告書添付資料は以下に掲げるものとする。

(1) 外国人観光客受入環境整備事業

区 分	補助対象経費	主な実績報告書添付資料 (例示)
(1) 外国語表記による案内看板の作製及び設置に要する経費	看板の作製及び設置に要する経費	ア 設置完了を確認できる資料
(2) 外国人観光客受入のための研修会の開催に要する経費	ア 講師謝金 イ 講師旅費 ウ 通訳料 エ 資料作成に要する経費	ア 研修会開催時における配布資料、出席者名簿 イ 研修会、検討会等を開催している様子を写した画像 ウ 研修会、検討会等の参加者のインバウンドに関する意見 (アンケート結果等)
(3) 外国語案内ツールの整備に要する経費	ア パンフレット等の版下作成に要する経費 イ ホームページのデザイン作成に要する経費 ウ 翻訳料 エ 印刷製本費 (ただし、増刷に伴うものは除く。)	ア 外国語案内ツールの原本 (原本を添付できない場合は、作製を証明できるもの) イ 外国語案内ツールの配布一覧又は配布計画一覧
(4) 音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費	ア 音声翻訳を行うためのタブレット端末等の購入経費 (毎月の回線使用料や修繕費などのランニングコストは除く)	ア タブレット端末等の購入を証明するもの (写真など)

<p>(5) 施設案内外国語表記看板 (主として施設の名称を表示する屋外看板は除く)、クレジットカード及び電子マネー対応機器等の設置等及びWi-Fi環境整備等の施設整備に要する経費</p>	<p>ア 看板等制作費及び取付け費(屋内に設置する看板のみ) イ 翻訳料 ウ クレジットカード決済の環境整備に関する経費(クレジットカード機器購入経費、機器設置に伴うケーブル等購入費及び取付け費等初期導入経費) エ 電子マネー決済の環境整備に関する経費(電子マネー端末購入経費及び取付け費等初期導入経費) オ QRコード決済の環境整備に関する経費(QRコード決済端末購入経費及び取付け費等初期導入経費) カ Wi-Fi環境整備に要する経費(Wi-Fi端末・中継機等機器購入経費及び取付け費等初期導入経費)</p>	<p>ア 施設整備を行ったことを証明するもの(写真など)</p>
<p>(6) 免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及び免税店開設等に要する経費</p>	<p>ア 店内等で免税手続きに要する机、椅子、間仕切り等の備品購入代金 イ 免税店であることを周知するためのチラシ、ステッカー及びのぼり等作成に要する経費 ウ 免税店開設に伴う販売形式の変更に係る印紙税代</p>	<p>ア 備品を設置したことを証明するもの(写真など) イ チラシやステッカー等を作成した場合は、現物(現物が添付できない場合は写真など) ウ 販売形式の変更を証する書面(契約書の写し等)</p>
<p>(7) ムスリム観光客のためのお祈り環境整備等に係る経費及び食事の提供等に係る経費</p>	<p>ア お祈りのために必要となる施設整備費及びお祈りマット、衝立、キブラコンパス等の購入経費 イ 食事の提供のための食品含有物にかかる英語表記、ピクトグラム等表示整備、ハラール認証に要するコンサルタント料・認定料等及びハラール認証を受けた施設の設備改修・食器・調理器具等什器整備経費</p>	<p>ア 施設整備を行ったこと及び備品等を設置したことを証明するもの(写真など)</p>

(8) 両替及びモバイルサービス等の実施に係る経費	ア 両替機設置等機器の購入に係る経費及びサービス実施に係る人件費 イ 携帯電話等の貸し出し等を行う施設整備等に係る経費及びサービス実施に係る人件費	ア 施設整備を行ったこと及び備品等を設置したことを証明するもの（写真など） イ 人件費の支払を証明するもの
(9) 災害時における外国人観光客対応に要する経費	ア 多言語又はピクトグラムによる案内ツールの作成 イ 外国人観光客への対応訓練 ウ 非常用電源の設置	ア 外国語案内ツールの原本（原本を添付できない場合は、作製を証明できるもの） イ 外国語案内ツールの配布一覧又は配布計画一覧 ウ 訓練開催時における配布資料、出席者名簿 エ 訓練を開催している様子を写した画像 オ 訓練参加者へのインバウンドに関する意見（アンケート結果等）

(2) 外国人観光客誘致推進事業

区 分	補助対象経費	主な実績報告書添付資料（例示）
(10) 海外における旅行博出展等プロモーションに要する経費	ア PRブース出展料 イ 通訳料、翻訳料 ウ 渡航代金	ア レポート（来場者の反応・意見、今後の課題など） イ 写真 ウ 資料を作成した場合は、その資料
(11) 海外旅行社及びマスコミ招聘に要する経費	ア 渡航代金	ア レポート（招聘した旅行社等の反応・意見、今後の課題など） イ 招聘した時の写真
(12) ケーブルテレビホームショッピング番組の放映に要する経費	ア ケーブルテレビホームショッピング番組制作及び放映に要する経費	ア 番組制作及び放映を証明できる資料

第4 補助金の支払い

補助金の支払いは、原則本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払とする。

第5 外国人観光客（宿泊客）を対象としたアンケート調査実施の協力

鳥取県が外国人観光客（宿泊客）を対象としたアンケート調査を実施する場合は、申請者はその調査の協力を努めるものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し、特に必要がある事項については、観光交流局長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月4日から施行する。
- 2 外国人観光客の受入環境整備を緊急に推進するため、平成24年7月4日以降に新規に取り組む平成24年度の補助事業については、第1（3）は適用しないものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 外国人観光客の受入環境整備を緊急に推進するため、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取り組む補助事業のうち、別表1の第3欄（5）の事業については、第1（3）は適用しないものとする。

附 則

この要領は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月13日から施行する。